

第 357 回 大阪大学臨床栄養研究会 (CNC)

日時：平成 27 年 5 月 11 日 (月) 18 : 00

場所：大阪大学医学部講義棟 B 講堂

「食品の機能性表示に関する新制度と医療職者の役割」

講師：(一社) 日本食品安全協会 長村洋一先生 (鈴鹿医療科学大学)

始めに

平成 24 年 6 月 5 日に安倍総理「成長戦略第 3 弾のスピーチ」として「健康食品の機能性表示を、解禁いたします」と述べられたことから食品の新しい機能性表示制度が本年 4 月 1 日より施行されることになった。この制度はうまく活かせば非常に有用な制度となると私は考えている。しかし、制度を動かすのは人であり、今回の制度の最大の欠陥は、これを動かす人の問題に方向性が全く見えない点にある。しかし、医療職者がこれを機に本格的に食と健康のかかわりを見直し、改めて勉強すべきではないかと考えている。本年 4 月 1 日より同時に施行される「健康な食事」マークも含めて医療職者に期待する話をさせて頂く。

1. 日本は食生活を根本から変えないと大変なことになる

日本の医療費の現状の問題は非常に深刻な状態であるが、そこにおいて食生活の健康におよぼす影響力の大きさについて医療食者全般がもっと勉強すべきであり、そのことがどれほど重要であるかを種々な観点から論じさせていただく。

2. 規制改革実施計画書で述べられた事

規制改革で論じられた安倍総理の真の目的はどこにあったのか、そしてそこに内在している問題点について概観させていただく。

3. 機能性食品の新制度発足以前の問題点

いわゆる健康食品として販売されている機能性食品に関して 4 月 1 日以前に有していた有効性、安全性、品質、医薬品との相互作用などの問題点を概観し、今後も解決が困難と推測される問題点を論じさせていただく。

4. 米国のダイエタリーサプリメントの在り方概観

規制改革において「米国のダイエタリーサプリメント」を模範として新制度を作成することが述べられ、具体的にもかなり真似られて作成された新制度であるが、改めて米国の制度について概観させていただく。

5. 新制度における食品の有効性と安全性

新制度において食品の有効性と安全性に関してどのように確保しようとしているのか、そしてその方法で本当に担保できるのかを論じさせていただく。

6. 医療職者がやらねばならぬこと

新制度の運用において全く触れられていないのが実行部隊としての人の問題である。食は健康に直結している問題であるから、医療職者は人の命を預かる職にある立場として、改めて食の健康にかかわる本質を勉強し直して新制度の運用の実行部隊としてかかわれば、医療費の抑制にも大きく関われることを論じさせていただく。

世話人：生体情報科学 木原進士

E-mail : skihara@sahs.med.osaka-u.ac.jp